

ニュース 広げよう 子育ての輪 どんぐり

2021年3月
岡山医療生活協同組合
子育てサポート委員会
連絡先 086-271-7880

子どもの権利条約ってなあに？

子育てサポート委員会は、3月3日、講師に曾田康載先生（子どもの権利条約をすすめる会・岡山）を招いて「国連子どもの権利条約」について学習しました。



「国連子どもの権利条約」は、196の国と地域が批准している子どもの人権に関する条約です。「子どもの定義」（第1条）からはじまり、「自由に自己を主張する権利」（第12条）や、「文化的、芸術的生活に参加する権利」（第31条）の尊重など、子どものさまざまな権利を保障する条約です。全部で45条からなる条約ですが、各条文を読むだけで、「子どもにはこんな権利があるのか。逆に自分はいかに子どもの権利を押しやっていたのか」と考えさせられる内容でした。私たち子育てサポート委員会も岡山医療生協の子育て応援の活動に、「子どもの権利条約」の視点をとり入れ、子どもたちの権利を大切にする活動をすすめていきたいと思っております。（裏面もみてね！）

4

お知らせ

♥ **あったか食堂プラザ旭東コーナー**
（福祉交流プラザ旭東共催）
日時：3月20日（土）11時30分
4月17日（土）11時30分～
場所：福祉交流プラザ旭東
参加費：300円（15歳以下無料）
申込先：健康まちづくりセンター
（Tel：086-271-7880）
※新型コロナウイルス感染状況により予告なく休止する場合があります。参加にあたっては必ずご確認ください。



♥ **キッズクラブコーナー**
引き続き、会員登録をお願いします。会員は岡山医療生協組合員である保護者の幼児から小学生までです。（中学生以上はボランティアとしてお手伝い参加可）
みなさん！周りのお母さんたちに「キッズクラブ」を紹介してね。



折り紙動画みてね！
岡山医療生活協同組合では公式Youtubeで離乳食動画や体操などを公開しています。隣のQRコード読み込みまたは、「岡山医療生協 Youtube」で検索を！

オンラインで「母と子のタッチケア」

コロナ禍で集ることができない「母と子のタッチケア」を、昨年10月から12月の3回をリモートで行いました。1回目は、育休中の職員2人に「開催時間やどんな内容がよいか」の意見を聞き、2回目はその2人とタッチケア職員2人をリモートで交流してもらいました。12月はちょうどクリスマスイブの日で、参加者は4人のお母さんと4ヶ月から1歳2ヶ月の赤ちゃんたち。おうちなので、赤ちゃんたちは自由気ままに歩いたり、おやつを食べたり、その姿を見るだけでスタッフは癒されました。

お母さんからの質問 「何歳から歯磨剤を使用できるの？」

乳歯は生後8ヶ月頃からはえはじめ、この頃からお父さんもお母さんも赤ちゃんの歯磨きの練習を始めていきます。はえ始めは、ぬるま湯を絞ったガーゼや綿棒で清拭（ふきとり）します。清拭に慣れてきたら、歯ブラシも使い少しずつ磨いていきます。しかし、素直に歯磨きをさせてくれないことがほとんどです。遊びの中で子どもとふれあい無理なく仕上げ磨きができるようにして下さい。また、寝る前に歯磨きをする習慣をつける事もとても大切です。

さらに、2歳頃からは仕上げ磨きだけでも十分と思いますが、フッ素ジェルを使うことも効果的です。（歯磨剤を誤飲してしまうかもしれませんので、うがい不要のフッ素入り歯磨剤がお勧めです。）

そして、3～4歳になりブクブクうがいができるようになったら、市販の子ども用の歯磨剤を使っても構いません。ということで、歯磨剤にも種類がある為、子どもの時期にあった物を選び使ってみてください。

—岡山協立病院歯科・周藤歯科衛生士より—



おすすめ絵本

南米の国ウルグアイのムヒカ大統領。給料の大半を貧しい人のために寄付し、暮らしはいたって質素。そのムヒカ大統領が2012年国連持続可能な開発会議でのお話が一冊の絵本になっています。

人類がこのさき、地球の自然と調和しながら生きていくにはどうしたらよいか。もっと豊かになって、ほしいものが手に入る、ゆうふくな社会を望むのではないのでしょうか。でも本当にそれだけでいいのでしょうか。「貧乏とは、少ししかもっていない事ではなく、かぎりなく多くを必要とし、もっともっとほしいことになる」とこの言葉の意味をぜひ絵本を通して知ってもらえたらと思います。子どもはもちろん大人にもおススメします。



今回は、足の指をつかっただ「わらべうた」

いちり
子どもの素足を大人の両手でつま先から順にさわっていく遊びです。こどもの両腕で同じことをしてもよいでしょう。お家で寝る前などにしてもらうことも楽しいです。

いちり 両足の親指をつかむ（手の指先）
にり 足首をつかむ（手首）
さんり ひざをつかむ（ひじ）
しり、しり、しり 両側でおしりをくすぐる（脇の下）



あしゆびつかむ

国連「子どもの権利条約」

国際教育法研究会訳
(31条との関連で抜粋、Art.31)

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳および平等のかつ奪えない権利を認めることが世界における自由、正義および平和の基礎である

第1条 (子どもの定義)

この条約の適用上、子どもとは、18歳未満のすべての者をいう。

第2条 (差別の禁止)

1. 締約国は、その管轄内にある子ども一人一人に対して、子どもまたは親もしくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、民族的もしくは社会的出身、財産、障害、出生またはその他の地位にかかわらず、いかなる種類の差別もなしに、この条約に掲げる権利を尊重しかつ確保する。

第3条 (子どもの最善の利益)

1. 子どもにかかわるすべての活動において、その活動が公的もしくは私的な社会福祉機関、裁判所、行政機関または立法機関によってなされたかどうかにかかわらず、子どもの最善の利益が第一次的に考慮される。

第6条 (生命の権利、生存・発達への確保)

1. 締約国は、すべての子どもが生命への固有の権利を有することを認める。
2. 締約国は、子どもの生存および発達を可能なかぎり最大限に確保する。

第12条 (意見表明権、意見を聞かれる権利)

1. 締約国は、自己の見解をまとめる力のある子どもに対して、その子どもに影響を与えるすべての事柄について自由に自己の見解を表明する権利を保障する。その際、子どもの見解が、その年齢および成熟に従い、正当に重視される。
2. この目的のため、子どもは、とくに、国内法の手続規則と一致する方法で、自己に影響を与えるあらゆる司法的および行政的手続においても、直接にまたは代理人もしくは適当な団体を通じて聴聞される機会を与えられる。

第13条 (表現・情報の自由)

1. 子どもは表現の自由への権利を有する。この権利は、国境にかかわらず、口頭、手書きもしくは印刷、芸術の形態または子どもが選択する他のあらゆる方法により、あらゆる種類の情報および考えを求め、受け、かつ伝える自由を含む。

第14条 (思想・良心・宗教の自由)

1. 締約国は、思想、良心及び宗教の自由についての児童の権利を尊重する。

第15条 (結社・集会の自由)

1. 締約国は、子どもの結社の自由および平和的な集会の自由への権利を認める。

第17条 (適切な情報へのアクセス)

締約国は、マスメディアの果たす重要な機能を認め、かつ、子どもが多様な国内的および国際的な情報源からの情報および資料、とくに自己の社会的、精神的および道徳的福祉ならびに心身の健康の促進を目的とした情報および資料へアクセスすることを確保する。

第27条 (生活水準への権利)

1. 締約国は、身体的、心理的、精神的、道徳的および社会的発達のために十分な生活水準に対するすべての子どもの権利を認める。

第28条 (教育への権利)

1. 締約国は、子どもの教育への権利を認める。

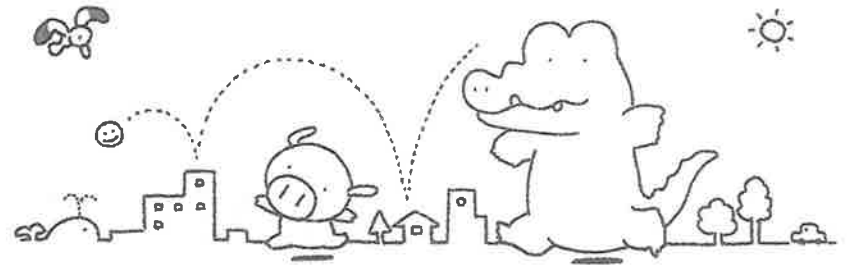
第29条 (教育の目的)

1. 締約国は、子どもの教育が次の目的で行われることに同意する。
a. 子どもの人格、才能ならびに精神的および身体的能力を最大限可能なまで発達させること。
b. 人権および基本的自由の尊重ならびに国際連合憲章に定める諸原則の尊重を進展させること。
e. 自然環境の尊重を進展させること。

第31条 (休息・余暇、遊び、文化的・芸術的生活への参加)

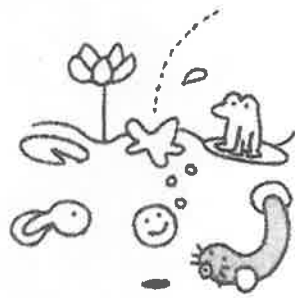
1. 締約国は、子どもが、休息しかつ余暇をもつ権利、その年齢にふさわしい遊びおよびレクリエーション的活動を行う権利、ならびに文化的な生活および芸術に自由に参加する権利を認める。

2. 締約国は、子どもが文化的および芸術的生活に十分に参加する権利を尊重しかつ促進し、ならびに、文化的、芸術的、レクリエーション的および余暇的活動のための適当かつ平等な機会の提供を奨励する。



子どもの権利条約につながる国際的な人権に関する条約の歴史

- 1924 「子どもの権利に関するジュネーブ宣言」
- 1945 「国際連合憲章」(6月26日)
国連活動開始 (10月24日)
- 1948 「世界人権宣言」
- 1959 「児童の権利宣言」
- 1965 「人種差別撤廃条約」
- 1966 「国際人権規約」
- 1979 「女性差別撤廃条約」
- 1979 「国際児童年」
権利条約の検討開始
- 1989 「子どもの権利条約」



子どもの権利条約誕生から今日まで

- 1989 国連採択 (11月20日)
- 1990 国際条約として発効
- 1990 日本政府署名 (109ヶ国目)
- 1994 国会批准 (4月22日) (158番目) 国内発効 (5月22日)
- 1998 第1回日本政府報告国連審査
- 2004 第2回日本政府報告国連審査
- 2010 第3回日本政府報告国連審査
- 2017 第4・5回日本政府報告提出
- 2019 第4・5回国連審査



国連子どもの権利委員会から日本政府に対する最終所見 (勧告)

1998 第1回国連審査

国連子どもの権利委員会は、(日本の)児童が、高度に競争的な教育制度のストレス及びその結果として余暇、運動、休息の時間が欠如していることにより、発達障害にさらされていることについて、条約の原則及び規定、特に第3条、第6条、第12条、第29条及び第31条に照らし懸念する。

2004 第2回国連審査

教育制度の過度に競争的な性格が子どもの肉体的および精神的な健康に否定的な影響を及ぼし、かつ、子どもが最大限可能なまでに発達することを妨げていることを懸念する。

2010 第3回国連審査

高度に競争主義的な学校環境が、就学年齢にある子どもの間のいじめ、精神的障害、不登校・登校拒否、中退および自殺の原因となることを懸念する。本委員会は子どもの休息、余暇及び文化的活動に関する権利について、締約国政府の注意を喚起する。

公的場所、学校、子どもにかかわる施設および家庭における、子どもの遊びの時間およびその他の自発的に組織された活動を促進し、容易にする先導的取り組みを支援することを締約国政府に勧告する。

2019 第4・5回国連審査

生命、生存および発達に関する権利<パラグラフ20(a)>

社会の競争的な性格により子ども時代と発達に害されることなく、子どもがその子ども時代を享受することを確保するための措置を取ること。

教育<パラグラフ39(b)>

あまりにも競争的な制度を含むストレスフルな学校環境から子どもを解放することを目的とする措置を強化すること。

休息、余暇、レクリエーション活動、および文化的、芸術的活動<パラグラフ41>

休息、余暇、遊び、レクリエーション活動、文化的な生活、および芸術に関する子どもの権利に関するゼネラルコメント(総合的解説)No.17に基づき、本委員会は、十分かつ持続的な資源を伴った遊びと余暇に関する政策を策定、実施すること、および、余暇と自由な遊びに十分な時間を割り振ることを含め、休息と余暇に関する子どもの権利、および、子どもの年齢にふさわしい遊びとレクリエーション活動を行う子どもの権利を確保するための努力を強化することを締約国に勧告する。

各月カレンダーの解説末尾に、根拠となる国連文獻とその箇所を示しています。

詳細は以下の冊子をご参照ください。

◎「ゼネラルコメント(総合的解説)No.17」Art.31 (2015年発行)

◎「第4・5回最終所見一翻訳と解説」子どもの権利条約市民・NGOの会 (2019年発行)

※お申し込み、お問い合わせはArt.31で承ります。